

大分県報

令和二年
第一三三三号
八月二十一日

（金曜日）

目次

告示

港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定……………一

大分海区漁業調整委員会告示

伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止……………一

採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止……………二

豊前海におけるあさりの採捕の禁止……………二

かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止……………三

あわび類、うに類の採捕の禁止……………三

公 告

令和二年度登録販売者試験の実施……………三

競争入札参加者の資格に関する公示……………五

一般競争入札の実施……………六

○ 告 示

大分県告示第四百六十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年九月一日から適用する。

令和二年八月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

港湾名

放置等禁止区域

放置等禁止物件

高田港

白野港	港湾区域及び臨港地区（別図に示す区域に限る。）	船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）
羽根港		
堅来港	港湾区域	

（「別図」は省略し、大分県土木建築部港湾課及び豊後高田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和二年八月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

一 禁止区域

伊予灘海域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた海域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

令和二年八月二十一日

大分県報（告示・大分海区漁業調整委員会告示）

点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点
 点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点
 点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点

点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点
 点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点
 点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点
 点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

二 禁止期間
 令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和二年八月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 あさりの採捕禁止区域

1 宇佐市地先の次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度三十四・七八七分、東経百三十一度二十・九〇八分

点ロ 北緯三十三度三十四・八〇五分、東経百三十一度二十・九六九分

点ハ 北緯三十三度三十四・八四七分、東経百三十一度二十・九五八分

点ニ 北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

2 宇佐市地先の次のホ、へ、ト、チ及びホの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点ホ 北緯三十三度三十四・八七七分、東経百三十一度二十・九三六分

点へ 北緯三十三度三十四・八八一分、東経百三十一度二十・九八九分

点ト 北緯三十三度三十四・九一〇分、東経百三十一度二十・九八八分

点チ 北緯三十三度三十四・九〇二分、東経百三十一度二十・九三三分

3 豊後高田市地先の次のリ、ヌ、ル、ヲ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点リ 北緯三十三度三十四・九九九分、東経百三十一度二十四・八八二分

点ヌ 北緯三十三度三十五・〇一二分、東経百三十一度二十四・九三八分

点ル 北緯三十三度三十五・〇四一分、東経百三十一度二十四・九一九分

点ヲ 北緯三十三度三十五・〇二七分、東経百三十一度二十四・八七八分

4 豊後高田市地先の次のワ、カ、ヨ、タ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点ワ 北緯三十三度三十五・〇三四分、東経百三十一度二十四・八七八分

点カ 北緯三十三度三十五・〇三九分、東経百三十一度二十四・九一五分

点ヨ 北緯三十三度三十五・〇六四分、東経百三十一度二十四・九一二分

点タ 北緯三十三度三十五・〇六二分、東経百三十一度二十四・八七一分

二 禁止期間

令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和二年八月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへ各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。
ただし、令和二年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和二年八月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和二年八月二十一日

令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和二年八月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 禁止区域

1 あわび類

佐伯市米津宮野浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十三・六七一分、東経百三十二度〇〇・〇一四分

点ロ 点イから真方位七十度十メートルの点

点ハ 点ニから真方位七十度五メートルの点

点ニ 北緯三十二度五十三・六一九分、東経百三十二度〇〇・〇四〇分

2 うに類

津久見市大字四浦地先の津久見市大字四浦字西泊大元漁港（西泊地区）防波堤に漁業権管理者が設定した点から真方位三百二十四度五十三メートルの点を中心とする半径二十メートルの円によつて囲まれた区域

二 禁止期間

令和二年九月一日から令和四年八月三十一日まで

○公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

令和二年八月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

大分県報（大分海区漁調委告示・公告）

令和二年十二月十三日（日曜日）午前十時三十分から午後四時まで
試験の場所

大分市金池南一丁目五番一号
J・COMホルトホール大分
大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール及び新館十四階大会議室

※注 今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況や国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更があった場合、大分県福祉保健部薬務室のホームページに掲載するので、適宜確認すること。

三 試験方法

試験は、午前午後各二時間ずつとし、次の項目について行う。

- 1 午前の部（午前十時三十分から午後零時三十分まで）
 - (一) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - (二) 人体の働きと医薬品
 - (三) 医薬品の適正使用と安全対策
- 2 午後の部（午後二時から午後四時まで）
 - (一) 主な医薬品とその作用
 - (二) 薬事に関する法規と制度

四 申請手続

1 提出書類

- (一) 受験申請書（氏名及び生年月日は、戸籍に記載されたとおりに入力すること。）
- (二) 写真台帳（申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日に記載した写真を所定の場所に貼付すること。）

2 受験手数料

一万三千円を受験申請書提出の際に現金で納付すること。ただし、大分県内に居住又は勤務する者以外の者で郵送により提出する場合は、現金書留により納付すること。なお、納付された手数料は、返還しない。

3 提出先

- (一) 大分県内に居住又は勤務する者
住所地又は勤務地を所管する保健所（保健部を含む。以下同じ。）に提出すること

と。

なお、郵送による提出は、受け付けない。

- (二) (一)以外の者

大分県福祉保健部薬務室（千八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号）に提出すること。
なお、郵送により提出する場合は、必ず現金書留に同封すること。

4 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部薬務室に提出する場合は、正本一部とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

五 申請受付期間

令和二年八月三十一日（月曜日）から九月十一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

六 合格発表

1 発表日時

令和三年一月二十日（水曜日） 午前十時

2 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するとともに、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部薬務室において、開示請求を行うこと。
なお、電話による開示請求は、受け付けない。

七 注意事項

- 1 十一月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、十一月十八日（水曜日）までに届かない場合は、大分県福祉保健部薬務室に連絡すること。
大分県福祉保健部薬務室 電話番号 ○九七―五〇六一―二六五〇

2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認めない。

3 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のあった者について、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。

4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。

5 その他の注意事項については、受験票に記載する。

八 その他

受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部業務室のホームページに掲載する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年八月二十一日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

一・五T磁気共鳴断層撮影装置（MRI）一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事並びに保守委託を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認め

2 られる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合
資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇―八五一― 大分市豊饒二丁目八番一号

電話 ○九七―五四六―七四四〇

3 申請の時期

令和二年八月二十一日から同年九月二十九日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年8月21日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の種類及び予定数量
1.5T磁気共鳴断層撮影装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事並びに保守委託を含む。）
- (2) 納入期限
令和3年3月31日（水）
- (3) 納入場所
大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 競争入札参加資格
大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。
- (2) 申請の方法
上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査

申請書に必要書類を添付して提出すること。

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先
大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号
電話 097-546-7440

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 申請の時期
令和2年8月21日（金）から同年9月29日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

- (2) 申請書の提出先
上記2の(3)に同じ

4 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号
電話 097-546-7440
- (2) 日時
令和2年8月21日（金）から同年9月29日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書の交付場所及び日時

上記4に同じ

6 競争入札参加条件

- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。
- (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

<p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和2年9月30日（水）午前9時</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月29日（火）午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日 時 令和2年9月30日（水）午前9時</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したと</p>	<p>き。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他</p> <p>この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) 1.5T magnetic resonance imaging Quantity : 1 set</p> <p>(2) Delivery Deadline March 31, 2021</p> <p>(3) Delivery Place Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender</p>
--	--

9:00am, September 30, 2020

(5) Contact office for contract

Supplies and Property Management Section

Accounting Management Division

Oita Prefectural Hospital

2-8-1 Bunyou, Oita City 870-8511

TEL 097-546-7440